

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について

(平成 30 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成 30 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

II 届出状況の概要

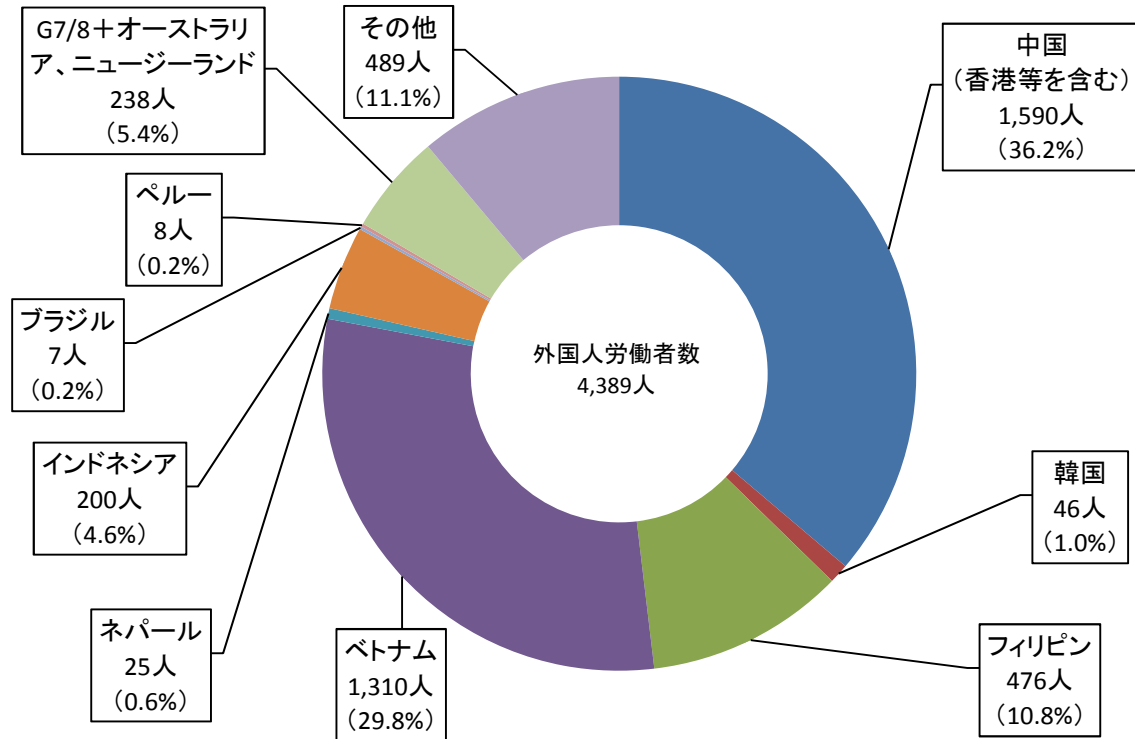
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

- (1) 平成 30 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 934 所であり、外国人労働者数は 4,389 人であった。これは平成 29 年 10 月末現在の 847 所、4,024 人に対し、87 所（10.3%）、365 人（9.1%）の増加となった。
- (2) 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 47 所であり、外国人労働者は 221 人であった。外国人労働者を雇用している事業所全体の 5.0%、外国人労働者全体の 5.0%を占めている。

2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者全体の36.2%を占め、次いで、ベトナムが29.8%となっている。【図1】

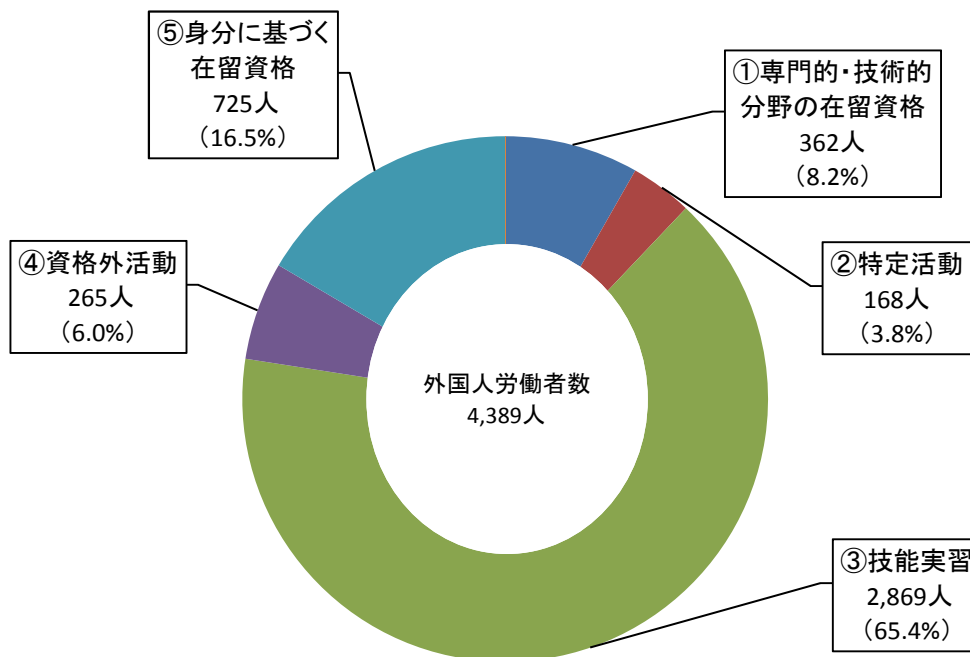
図1 国籍別外国人労働者の割合



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

- (2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の65.4%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」が16.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」が8.2%となっている。【図2】

図2 在留資格別外国人労働者の割合

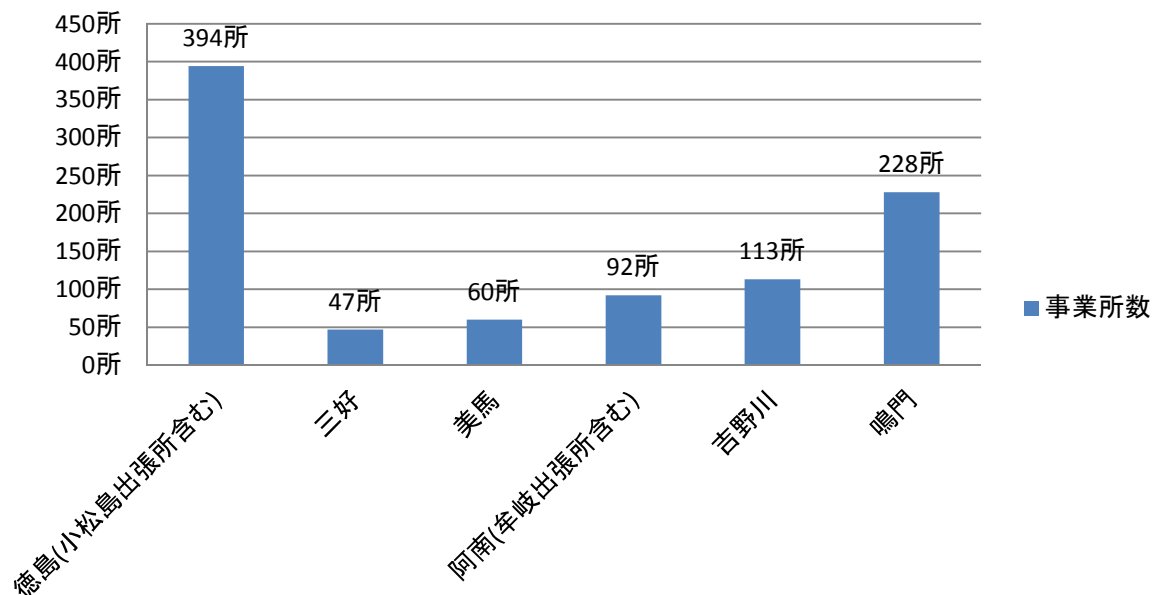


- (注) 1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「介護」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。
- 3 「特定活動」には、「ワーキングホリデー」、「EPA」などが該当する。
- 4 「資格外活動」には「留学」、「研修」、「家族滞在」などが該当する。
- 5 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

3 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

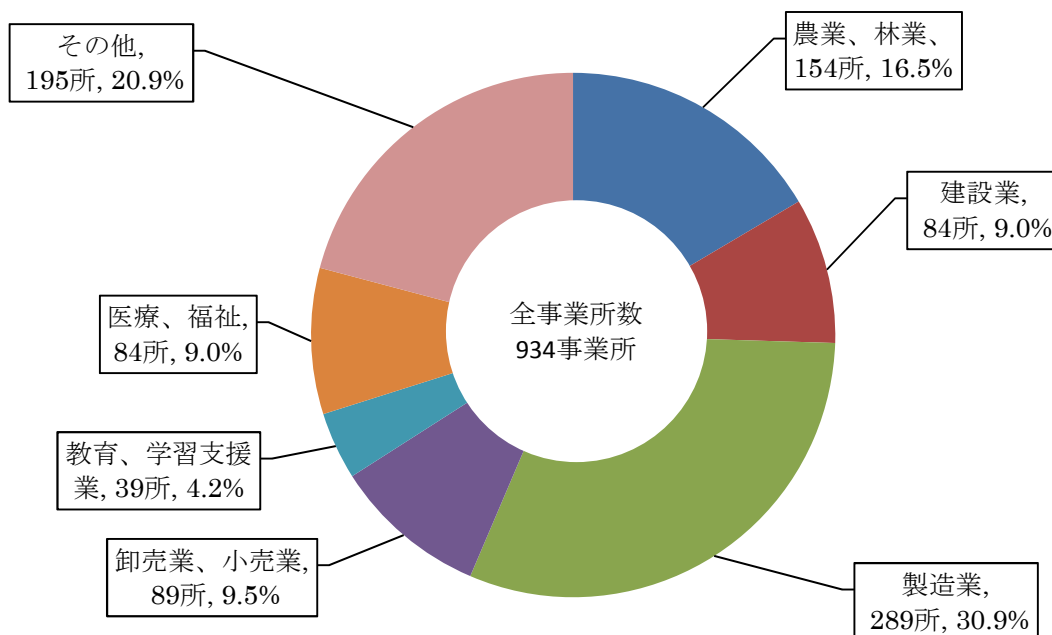
(1) 地域別にみると、徳島地域が 394 所（全体の 42.2%）、次いで鳴門地域 228 所（同 24.4%）、吉野川地域 113 所（同 12.1%）となっている。【図 3】

図3 地域別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が30.9%を占め、次いで「農業・林業」が16.5%、「卸売業、小売業」が9.5%、「建設業」及び「医療、福祉」が9.0%となっている。
【図4】

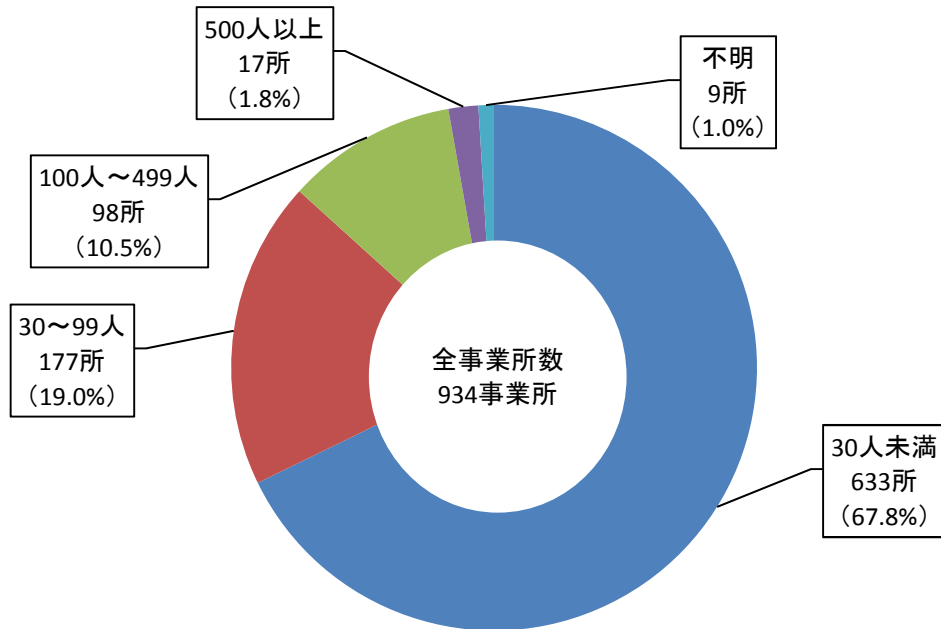
図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く67.8%を占めている。
【図5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

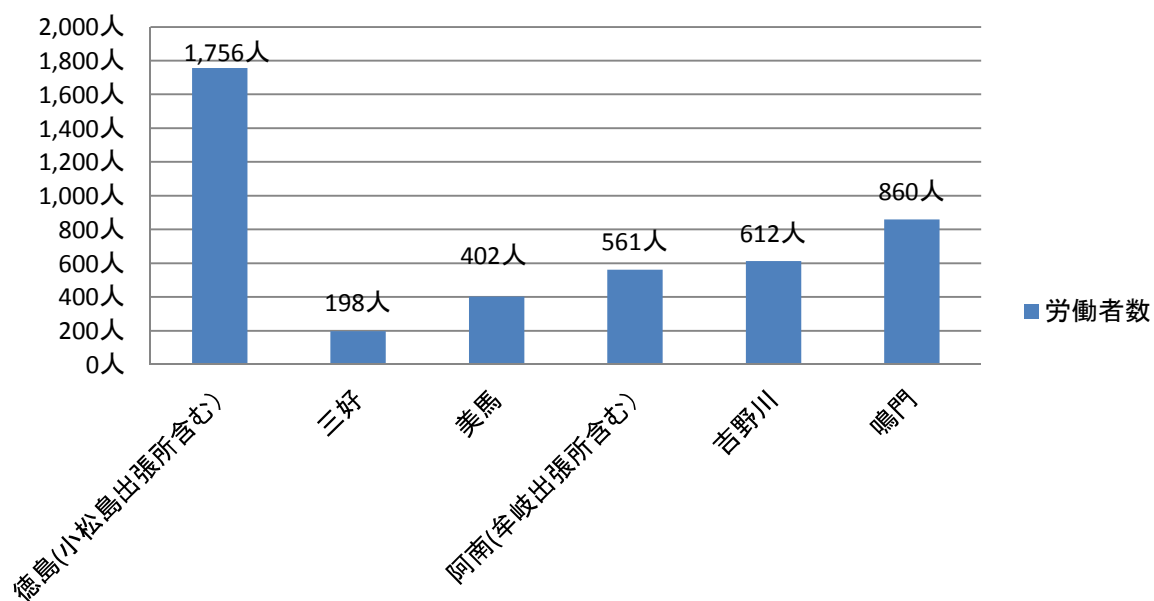


(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

4 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

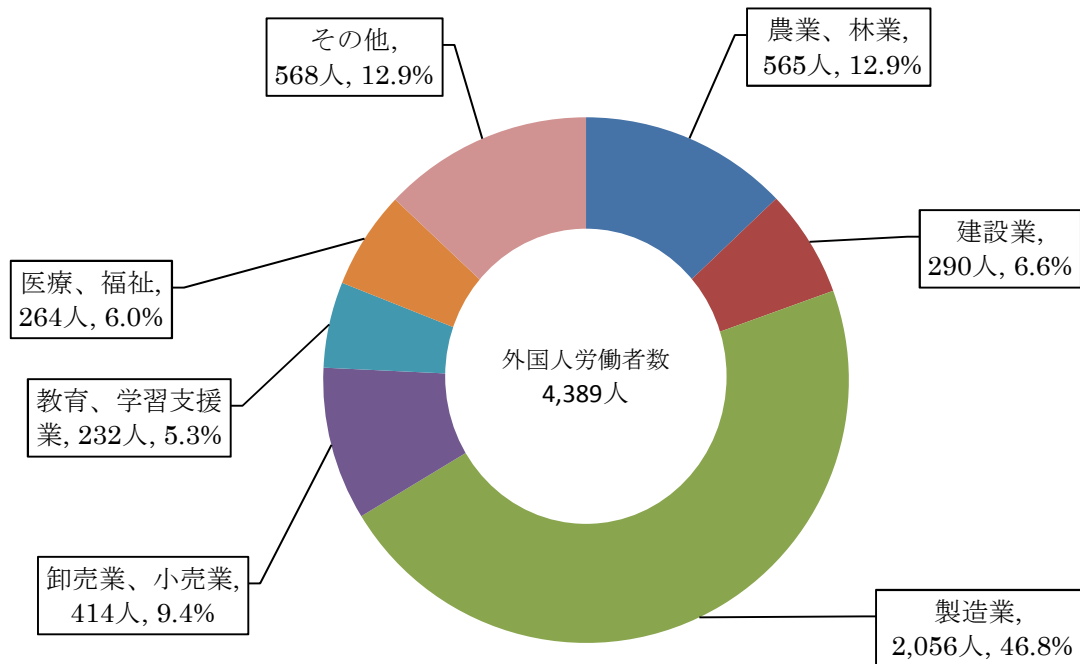
(1) 地域別にみると、徳島地域が1,756人(全体の40.0%)、次いで鳴門地域860人(同19.6%)、吉野川地域612人(同13.9%)となっている。【図6】

図6 地域別外国人労働者数



(2) 産業別にみると、「製造業」が外国人労働者全体の46.8%を占め、次いで「農業、林業」が12.9%、「卸売業、小売業」が9.4%、「建設業」が6.6%、「医療、福祉」が6.0%、「教育、学習支援業」が5.3%となっている。【図7】

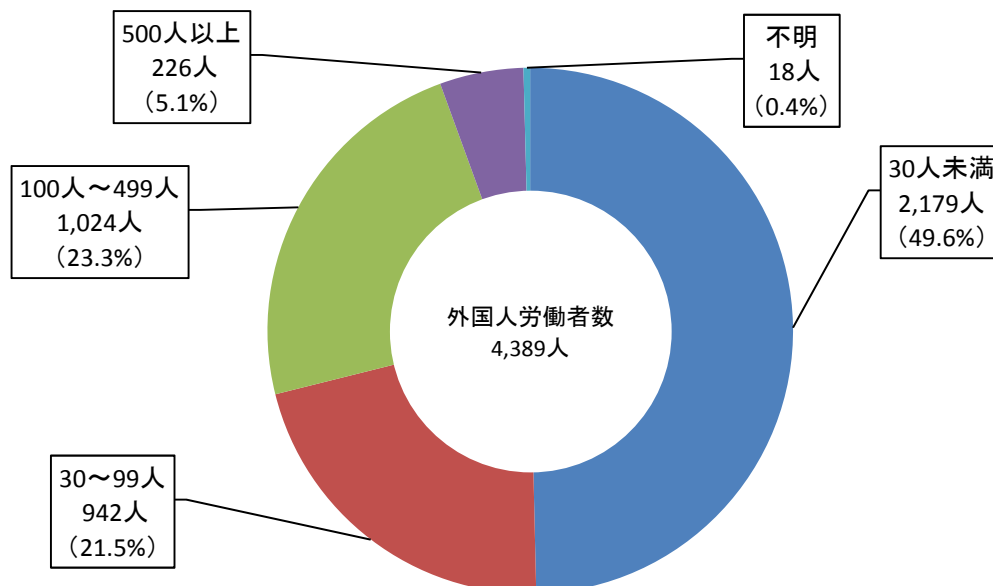
図7 産業別外国人労働者数



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の49.6%を占める。【図8】

図8 事業所規模別外国人労働者数



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。